

港区立図書館サービス推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）令和5年度改定版（素案）【概要】

改定のポイント

- 利用者の更なる利便性向上のために図書館カードのカードレス化を行うなど、ICTの積極的な活用に取り組みます。
- 子どもの読書習慣を更に定着させるため、乳幼児期から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援するための取組を充実します。
- 時間や場所にかかわらず資料の貸出・返却ができることなどによる利便性の向上や読書バリアフリーにつながる電子書籍サービスについて、コンテンツを充実します。
- 利用者のニーズに応え、学びの機会を充実するため、学校、地域の団体や社会教育施設など多様な主体との連携を推進します。

第1章 計画の改定に当たって（P5～11）

1 計画の概要

区民の生涯を通じて豊かな学びを支えるため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。

2 めざすべき姿

生涯を通じて豊かな学びを支える図書館

3 改定の方向性

- (1) 図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化を捉えたサービスを積極的に提供します。
- (2) 子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるよう資料・環境・サービスの充実に取り組みます。
- (3) あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできるように取り組みます。
- (4) 学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供など生涯を通じて豊かな学びを支援する事業に取り組みます。

第2章 港区立図書館に関する現状と課題（P13～35）

1 改定に当たって踏まえるべき背景

(1) 社会情勢の変化

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響
- ② 人口動向
- ③ DXの進展
- ④ 総合的な子ども政策の推進
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(2) 国や東京都の状況

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定
- 公民館・図書館等社会教育施設のデジタル活用促進
- 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定
- 第四次東京都子供読書活動推進計画の策定

2 区立図書館の概要

中央館的機能を持つ三田図書館のほか、5地区の区域ごとにバランスよく図書館を配置しています。このほか、乳幼児から高校生までを対象にした高輪図書館分室があります。令和6（2024）年4月からは、台場区民センター図書室が台場図書館に移行し、8つの施設で図書館サービスを提供します。

3 港区の図書館サービスに関する現状と課題

(1) 現状（港区立図書館サービス推進計画前期の取組状況）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響
- ② 電子図書館サービスの開始
- ③ 三田図書館の移転、開設
- ④ 全ての区立図書館の指定管理者による運営開始
- ⑤ 台場図書館の開設準備
- ⑥ 学校、地域の団体や社会教育施設等との連携

(2) 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査結果

- 過去1年間で港区立図書館を利用した区民の割合は46.2%となっています。
- ICT関連サービスへの潜在的なニーズがあります。
- 子どもの読書習慣について、1週間の読書量は0冊が42.0%と最も高くなっています。
- 子どもがインターネットに初めて接した年齢は3歳が17.3%と最も高くなっています。
- 子どもが区立図書館を利用するためには「身近なところで貸出・返却ができる」等のサービスが求められています。
- 電子書籍サービスの認知率と利用経験率は低く十分に利用されていないが、利用意向率が高く感心が高くなっています。
- 図書館で何らかのボランティア活動に参加したいと思う区民は47.6%となっています。

(3) 港区の図書館サービスにおける課題

- ICTを活用した図書館サービスの充実が求められています。
- 乳幼児から高校生まで年齢に応じた読書活動の支援が必要です。
- 子どもが今以上に区立図書館を利用するための取組が求められています。
- 学校教育との連携を一層強化して情報リテラシーを育むことが必要です。
- 図書館が資料の閲覧や貸出以外のサービスも提供していることの積極的な周知が必要です。
- 電子書籍サービスの認知率と利用経験率は低い一方利用意向率は高く、更なる周知が必要です。
- デイジー図書や点字図書、電子書籍サービスを充実し、読書バリアフリーを進めていくことが必要です。
- 貸出期間や回数が制限されるコンテンツが多いなどの電子書籍の特性を踏まえ資料を収集することが必要です。
- 学校や企業、他の社会教育施設と連携し、港区ならではのサービスにつなげていくことが必要です。
- ボランティアを継続して育成し、活動を支援することが必要です。

第3章 図書館サービスの推進（P37～58）（「新規」「拡充」「重点」の取組を記載）

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供

施策（1）図書館資料の充実

拡充 / **重点** あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集

施策（2）利用者同士の交流の場の提供

施策（3）図書館利用における利便性の向上

拡充 資料の受取及び返却方法の拡充

新規 ICTを活用した利便性の向上

基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書環境の推進

施策（1）本とふれあう環境づくり

拡充 ブックスタートの推進

拡充 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進

施策（2）豊かな国際性を生かした取組の推進

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

施策（1）多様な利用者に対する支援

重点 電子書籍サービスの活用

拡充 図書館利用のアクセシビリティの向上

施策（2）資料を活用した多様な学びの促進

拡充 ビジネス支援のための情報提供の充実

拡充 レファレンスサービス（調べもの相談）の充実

拡充 講座・講演会などの実施

施策（3）図書館の魅力や有用性を伝える広報の充実

拡充 ICTの活用による情報発信の充実

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

施策（1）学校図書館の支援推進

重点 調べ学習の支援

施策（2）社会教育施設等との連携の推進

拡充 専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進

拡充 企業等との連携の推進

施策（3）区民の知識やスキルを生かした事業の展開

新規：新たに取り組むもの

拡充：内容を充実するもの

重点：取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

第4章 計画の推進（P59～64）

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理